

# 地方一般財源の総額確保について

【担当省庁】 総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省

新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢の影響等により、経済状況や税収の動向は依然として予断を許さず、極めて厳しい財政状況の中、地方が安定的、計画的な財政運営を行いながら、地域の実情に応じ、POSTコロナ社会も見据えた地方創生や安心・安全な社会づくりに取り組めるよう、令和5年度以降も地方単独事業を含め、必要となる歳出を適切に把握した上で地方財政計画に計上し、地方交付税をはじめ地方一般財源の総額を確保していただきたい。

特に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな感染症にも対応できる危機管理体制の強化や防災・減災対策、デジタル化の推進など、地方が喫緊の課題に対し機動的に対応できるよう、確実な支援をお願いしたい。

地方財政においては、令和4年度は税収が一定回復し、臨時財政対策債の発行額が抑制されたものの、依然として2.5兆円という巨額の財源不足が発生している。今後とも、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な財政措置を講じるとともに、地方交付税の法定率引上げなどにより、臨時財政対策債に依存することなく地方交付税総額を確保していただきたい。

引き続き、昨今の国際情勢を踏まえた原油価格や物価の高騰による影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、減収補填債の対象税目を拡充するなど、適切な財政措置をしていただきたい。

法人事業税の収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める外形課税として地方税収の安定化に大きく貢献していること、大規模発電施設や液化ガス貯蔵施設は周辺環境への負荷が大きく多大な行政サービスを受益していることから、現行制度を堅持していただきたい。

## 【現状・課題等】

- 地方の一般財源総額については、増え続ける社会保障関係経費の伸びを、給与関係経費の削減をはじめとする行財政改革により吸収してきたものであるが、このような対応は限界にきている。また、国の法令等の関与により義務的に発生する経費が歳出の大部分を占める現状の中、真に地方が使える財源は限られている。
- 高齢運転者の交通事故防止対策や複雑・多様化する遺失拾得業務により警察事務職員が不足している。

京都府 の担当課	総務部 財政課(075-414-4424) 税務課(075-414-4429) 警察本部 警務課(075-451-9111)
-------------	---

【国の事業等】

■地方一般財源総額〔総務省〕

63.9兆円（令和3年度予算63.1兆円）

■経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

- ▶ 令和4年度～6年度の目安として「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」

■京都府における地方交付税（基準財政需要額）に占める社会保障関係費の割合

- ▶ 地方交付税を含む一般財源の大部分を増加し続ける社会保障関係経費をはじめとする義務的な経費に充当せざるを得ず、自由度の高い財政運営が行えない状況

【単位：億円】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R3/H29比
社会保障関係	1,367 (31.2%)	1,380 (31.5%)	1,413 (32.1%)	1,483 (32.9%)	1,572 (32.9%)	205 (115.0%)
その他	3,009 (68.8%)	2,996 (68.5%)	2,986 (67.9%)	3,018 (67.1%)	3,066 (67.1%)	57 (101.9%)
合計	4,376 (100.0%)	4,376 (100.0%)	4,399 (100.0%)	4,501 (100.0%)	4,638 (100.0%)	262 (106.0%)

(※1) 社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費の合計値

(※2) 令和2年度から幼児教育無償化を含む

■減収補填債の対象税目

都道府県分	市町村分
法人税割、法人事業税、利子割、特別法人事業譲与税	法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金

※ 減収補てん債は、法人事業税等の対象税目が基準財政収入額の算定における見込額を下回る場合に発行でき、この元利償還金は後年度の基準財政需要額に算入（75%）される。

※ 令和2年度に限り、以下の税目が減収補填債の対象に追加された。

地方消費税・同交付金、軽油引取税・同交付金、不動産取得税、道府県たばこ税・市町村たばこ税・同交付金、ゴルフ場利用税・同交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税

■警察活動を支える人的基盤の強化〔警察庁〕

- ▶ 複雑多様化する遺失拾得業務をよりの確に行うため、遺失物取扱担当要員の警察事務職員の更なる地方財政措置を要望

■法人事業税の収入金額課税制度

- ▶ 令和4年4月：ガス供給業の導管部門を法的分離
- ▶ 経産省の令和4年度税制改正要望で、電気供給業及びガス供給業について、一般の競争下にある事業者と同様の課税方式への変更を要望
- ▶ 令和4年度税制改正において、ガス供給業の一部に係る収入金額による外形標準課税の見直しが行われた。
- ▶ 令和4年度与党税制改正大綱において、電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方については、引き続き検討することとされた。